

国土交通省告示第四百九十一号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十五条第七項及び第三十九条の七第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

租税特別措置法施行令第二十五条第七項及び第三十九条の七第二項の規定により工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する区域は、次のとおりとする。

Table with 2 columns: 市名又は特別区名 (Municipality or Special Ward Name) and 区域 (Area). The table lists various municipalities and wards in the Greater Tokyo Area, such as 大田区 (Ohta City) and 横浜市 (Yokohama City), and their designated areas.

Table with 4 columns: 市 (City), 近畿圏 (Kansai Region), 大阪府 (Osaka Prefecture), and 川崎市 (Kawasaki City). This table lists designated areas in the Kansai region, including 神戸市 (Kobe City), 堺市 (Sakai City), 大阪市 (Osaka City), and 川崎市 (Kawasaki City).

